

年々調整のポイント

Q : 今年も年末調整の時期になりました。去年と比べて変わった点がありますか? また、注意する点がありましたら教えてください。

A : 次のような点に注意してください。

【解説】

平成16年及び17年の税制改正では、年末調整関係で次のような改正が行われていますので注意してください。

① 老年者控除の廃止

所得者本人の年齢が65歳以上で、かつ、合計所得金額が1,000万円以下である者に適用されていた老年者控除(50万円)の制度が廃止されています。

② 社会保険料控除証明書の添付

社会保険料控除を受けようとする場合、これまでは控除証明書などありませんでしたので、自己申告した額が控除されてきましたが、今年度からは、年末調整において、国民年金保険料等にかかる社会保険料控除を受けようとする場合は、給与所得者の保険料控除申告書に国民年金保険料等の証明書を添付又は提示しなければならないこととされました。また、年末調整において、社会保険料控除を受けた国民年金保険料等の金額があるときは、給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「国民年金保険料等の金額」を記載することとされました。

③ 源泉徴収税額表の改定

年末調整ではないのですが、来年から定率減税の率が改定され、源泉徴収税額表もこれに伴い改定されます。注意してください。

